

令和 8 年 9 月

射水市議会定例会議案

目 次

議案第 4 1 号	令和 8 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 4 2 号	令和 8 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 3 号	令和 8 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 4 号	令和 8 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 5 号	令和 8 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 4 6 号	令和 8 年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 4 7 号	射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第 4 8 号	射水市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について
議案第 4 9 号	公有水面埋立てに関する意見について
議案第 5 0 号	動産の取得について
議案第 5 1 号	野手埋立処分所浸出水処理施設改修工事請負契約について
議案第 5 2 号	射水市立新湊放生津小学校改修第 2 工区（建築主体）工事請負契約の変更について
議案第 5 3 号	射水市立新湊放生津小学校改修（機械設備）工事請負契約の変更について
議案第 5 4 号	射水市立新湊放生津小学校改修（電気設備）工事請負契約の変更について
議案第 5 5 号	令和 7 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 5 6 号	令和 7 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
報告第 1 1 号	専決処分の報告について
報告第 1 2 号	令和 7 年度射水市健全化判断比率の報告について
報告第 1 3 号	令和 7 年度射水市資金不足比率の報告について
報告第 1 4 号	令和 7 年度射水市継続費精算報告について（一般会計）
報告第 1 5 号	令和 7 年度射水市継続費精算報告について（下水道事業会計）
認定第 1 号	令和 7 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	令和 7 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	令和 7 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4 号 令和 7 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 7 年度射水市水道事業会計決算認定について
- 認定第 6 号 令和 7 年度射水市下水道事業会計決算認定について
- 認定第 7 号 令和 7 年度射水市病院事業会計決算認定について

議案第 4 7 号

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「交通機関の事故」の次に「、地域社会に貢献する活動」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 48 号

射水市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

射水市民病院使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

射水市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年射水市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「(以下「診療報酬の算定方法」という。)」を削り、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準による算定方法又は同法第 53 条第 2 項の規定により厚生労働大臣が定める指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準による算定方法

第 2 条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 次に掲げる法の規定による療養補償に係る使用料及び手数料の額 労災診療費算定基準（昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号）により算定した額

ア 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）

イ 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）

ウ 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）

エ 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）

- (2) 交通事故による療養の場合であって、その費用が療養者の負担となると

きの使用料及び手数料の額 診療報酬の算定方法（前項第 1 号から第 4 号までに規定する算定方法をいう。以下同じ。）の 1 点単価を 2 0 円として算定した額（前項第 2 号に規定する算定方法に係る分が生じた場合については、同号の規定により算出した額）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 9 号

公有水面埋立てに関する意見について

令和 8 年 6 月 1 2 日付け水漁第 2 2 3 号をもって富山県知事新田八朗から公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により意見を求められたが、当該申請に対し異義がない旨意見を述べたいので、同法第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 5 0 号

動産の取得について

避難所生活環境改善資機材（自動ラップ式トイレ式・テント式パーティション）の購入について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 名 称 | 避難所生活環境改善資機材（自動ラップ式トイレ式・
テント式パーティション） |
| 2 | 数 量 | 自動ラップ式トイレ式 6 0 セット
テント式パーティション 3 0 0 張 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 取 得 価 格 | 4 3 , 4 0 8 , 2 0 0 円
(うち消費税等 3 , 9 4 6 , 2 0 0 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市牛島本町二丁目 3 番 2 3 号
株式会社カワノ
代表取締役 吉川 晃平 |

令和 8 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 5 1 号

野手埋立処分所浸出水処理施設改修工事請負契約について

条件付き一般競争入札に付した野手埋立処分所浸出水処理施設改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 野手埋立処分所浸出水処理施設改修工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 2 8 8 , 2 0 0 , 0 0 0 円
(うち消費税等 2 6 , 2 0 0 , 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目 4 番 7 8 号
株式会社神鋼環境ソリューション
取締役社長 奥村 英樹

令和 8 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 5 2 号

射水市立新湊放生津小学校改修第 2 工区（建築主体）工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 射水市立新湊放生津小学校改修第 2 工区（建築主体）工事
- 2 契 約 金 額 変更前 8 7 6 , 7 0 0 , 0 0 0 円
(うち消費税等 7 9 , 7 0 0 , 0 0 0 円)
変更後 8 3 6 , 6 5 0 , 1 0 0 円
(うち消費税等 7 6 , 0 5 9 , 1 0 0 円)
- 3 契約の相手方 北海工業・米田木材射水市立新湊放生津小学校改修第 2 工区（建築主体）工事共同企業体
代表者 射水市足洗新町一丁目 1 0 1 番地
北海工業株式会社
代表取締役 石村 正男
構成員 射水市庄川本町 1 6 番 3 号
米田木材株式会社
代表取締役 米田 大樹

令和 8 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 5 3 号

射水市立新湊放生津小学校改修（機械設備）工事請負契約の変更 について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 射水市立新湊放生津小学校改修（機械設備）工事
- 2 契 約 金 額 変更前 3 2 6 , 4 8 0 , 0 0 0 円
(うち消費税等 2 9 , 6 8 0 , 0 0 0 円)
変更後 3 1 4 , 4 0 4 , 2 0 0 円
(うち消費税等 2 8 , 5 8 2 , 2 0 0 円)
- 3 契約の相手方 織田・ばんどー工業射水市立新湊放生津小学校改修（機械設備）工事共同企業体
代表者 射水市戸破 4 1 1 2 番地 1
株式会社織田
代表取締役 織田 寿一
構成員 射水市戸破 2 8 6 4 番地
株式会社ばんどー工業
代表取締役 坂東 実

令和 8 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 5 4 号

射水市立新湊放生津小学校改修（電気設備）工事請負契約の変更 について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 射水市立新湊放生津小学校改修（電気設備）工事
- 2 契 約 金 額 変更前 4 1 9 , 1 0 0 , 0 0 0 円
(うち消費税等 3 8 , 1 0 0 , 0 0 0 円)
変更後 4 1 6 , 5 7 2 , 2 0 0 円
(うち消費税等 3 7 , 8 7 0 , 2 0 0 円)
- 3 契約の相手方 赤尾電設・東和電設射水市立新湊放生津小学校改修（電気設備）工事共同企業体
代表者 射水市新開発 5 4 8 番地 2
赤尾電設株式会社射水
所長 赤尾 みき
構成員 射水市塚越 1 6 8 2 番地
有限会社東和電設
代表取締役 大亀 文雄

令和 8 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 5 5 号

令和 7 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金 4 4 6 , 4 5 5 , 8 9 6 円のうち 2 6 3 , 0 0 0 , 0 0 0 円を資本金に組み入れるとともに 1 8 3 , 0 0 0 , 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 56 号

令和 7 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金 149,600,610 円のうち 126,612,494 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 0	令和 8 年 6 月 3 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 7 0 パーセント 相手方 3 0 パーセント 損害賠償額 市 3 8 , 5 0 0 円 相手方 1 6 , 5 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住 1 名 3 事由 市が管理する農業用道路舗装穴による車両 破損事故 発生日 令和 8 年 4 月 6 日 場 所 射水市本江北地内
1 1	令和 8 年 6 月 1 5 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 1 1 9 , 0 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内 1 法人 3 事由 市有地の倒木による屋外照明破損事故 発生日 令和 8 年 2 月 2 6 日 場 所 射水市流通センター水戸田 2 丁 目地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 2	令和 8 年 6 月 2 5 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 4 0 パーセント 相手方 6 0 パーセント 損害賠償額 市 1 1 1 , 1 7 9 円 相手方 1 6 6 , 7 6 9 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 薬勝寺池公園内樹木の折枝による車両破損 事故 発生日 令和 8 年 2 月 2 5 日 場 所 射水市中太閤山地内

報告第 1 2 号

令和 7 年度射水市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 1 . 9 6)	— (1 6 . 9 6)	7 . 6 (2 5 . 0)	5 2 . 6 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第 13 号

令和 7 年度射水市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	資金不足額なし

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0％

(別 紙)

射 監 第 5 1 号
令和 8 年 8 月 2 5 日

射水市長 夏 野 元 志 殿

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 長谷川 清 彦

射水市監査委員 山 崎 晋 次

令和 7 年度射水市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度射水市健全化判断比率の審査意見

1 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 8 年 7 月 1 7 日から令和 8 年 8 月 1 2 日まで

3 審査の方法

市長から提出された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	1 1 . 9 6
連結実質赤字比率	—	1 6 . 9 6
実質公債費比率	7 . 6	2 5 . 0
将来負担比率	5 2 . 6	3 5 0 . 0

(注)「—」の表示は、赤字がないことを表している。

5 審査の意見

令和 7 年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも前年度に続き赤字は発生しておらず、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

また、実質公債費比率は 7.6%で前年度 (8.5%) に比べ 0.9 ポイント、将来負担比率は 52.6%で前年度 (58.9%) に比べ 6.3 ポイント低くなっており、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

令和 7 年度射水市資金不足比率の審査意見

1 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 8 年 6 月 1 6 日から令和 8 年 8 月 1 2 日まで

3 審査の方法

市長から審査に付された令和 7 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

5 審査の意見

令和 7 年度も対象の公営企業 3 会計すべてにおいて資金不足額が発生しておらず、経営健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後、ますます厳しい経営状況になることが見込まれることから、収支改善に努めるとともに、引き続き資金不足比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、健全な財政運営に努められたい。

報告第 14 号

令和 7 年度射水市継続費精算報告について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製したので報告する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和7年度射水市継続経費精算報告書（一般会計）

（別紙）

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較								
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳							
					国 庫 支出金	特 定 財 源 地方債	その他		一般財源	国 庫 支出金	特 定 財 源 地方債		その他	一般財源						
7 商 工 費	1 商 工 費	道の駅整備事業費	令和6年度	70,320,000	25,410,000	40,200,000		4,710,000	25,410,000	40,200,000		4,680,000				円	30,000	30,000		
			令和7年度	679,680,000	339,840,000	305,800,000		34,040,000	339,471,000	305,500,000		33,971,000					円	738,000	69,000	
			計	750,000,000	365,250,000	346,000,000			38,750,000	364,881,000	345,700,000		38,651,000					円	768,000	99,000
10 教 育 費	3 中 学 校 費	大門中学校整備費	令和5年度	247,643,000	20,200,000	159,200,000		68,243,000	20,200,000	134,300,000		62,640,000					円	30,503,000	5,603,000	
			令和6年度	420,204,000	8,956,000	308,400,000		102,848,000	9,308,000	135,000,000		46,203,200					円	229,692,800	56,644,800	
			令和7年度	12,153,000		9,100,000		3,053,000		195,100,000		69,898,800					円	△ 252,845,800	△ 66,845,800	
			計	680,000,000	29,156,000	476,700,000		174,144,000	29,508,000	464,400,000		178,742,000					円	7,350,000	△ 4,598,000	

報告第 15 号

令和 7 年度射水市継続費精算報告について（下水道事業会計）

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製したので報告する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和7年度射水市継続費精算報告書（下水道事業会計）

（別紙）

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				左 の 財 源 内 訳				支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳			年間額と支払 義務発生額の 差	左 の 財 源 内 訳		
				年間額	国 庫 補助金	企業債	その他	当年度損益勘 定留保資金	国 庫 補助金	企業債	その他	当年度損益勘 定留保資金	国 庫 補助金	企業債	その他
4 資本的支出	1 建設改良費	内水浸水リスクマ ネジメント推進事 業（浸水想定区域 図、内水ハザード マップ）	令和5年度	28,000,000	11,500,000			16,500,000				28,000,000	11,500,000		16,500,000
			令和6年度	52,000,000	23,500,000			28,500,000	28,378,350			31,714,650	△ 4,878,350		△ 3,214,650
			令和7年度	4,000,000	2,000,000			2,000,000	5,197,500			5,197,500	△ 3,197,500		△ 3,197,500
			計	84,000,000	37,000,000			47,000,000	33,575,850			36,912,150	3,424,150		10,087,850

認定第 1 号

令和 7 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度射水市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 2 号

令和 7 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 3 号

令和 7 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 4 号

令和 7 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 5 号

令和 7 年度射水市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度射水市水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 6 号

令和 7 年度射水市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度射水市下水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 7 号

令和 7 年度射水市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度射水市病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志